

問 I - 3 - ⑤ (定款で使用できる用語)

「社員総会」、「代表理事」、「業務を執行する理事」など、法律上の名称ではないが従来使用してきた名称(具体的には、総会、理事長、専務理事など)を定款の中で使用することは可能でしょうか。

答

- 1 可能です。ただし、以下のように、御質問にある名称を定款で使う場合には、一般社団・財団法人法における「法律上の名称」と、定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款を読む人が分かるようにして下さい。
- 2 まず、定款で「総会」という名称を使用した場合ですが、定款で使っている「総会」という名称の会議が、一般社団・財団法人法における「社員総会」や「評議員会」に該当するものか否かを定款を読む人が分かるようにすべきです。
- 3 次に、定款で「理事長」という名称を使用した場合ですが、定款で使っている「理事長」という名称の人が、一般社団・財団法人法における「代表理事」(注)に該当するものか否かを定款を読む人が分かるようにすべきです。
- 4 最後に、定款で「専務理事」という名称を使用した場合ですが、定款で使っている「専務理事」という名称の人が、一般社団・財団法人法における「代表理事」に該当するものか否か、あるいは「業務を執行する理事」(注)に該当するものか否か、それとも「理事」に該当するものか否かを定款を読む人が分かるようにすべきです。

(注) 「代表理事」とは、法人を代表する理事のことをいいます。

「業務を執行する理事」とは、法人の業務を執行する権限を有する理事のことをいいます。

(考え方) 仮に、代表権のない者に対して、法人を代表する権限を有するかのような紛らわしい名称(例えば「理事長」のような名称)をつけた場合には、その者がした行為については、たとえその者に法人を代表する権限がなかったとしても、法人は善意の第三者に対してその責任を負わなければなりません(一般社団・財団法人法第 82 条(第 197 条において準用する場合を含む))ので注意が必要です。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第 21 条 設立時理事は、設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合には、設立時理事の中から一般社団法人の設立に際して代表

理事（一般社団法人を代表する理事をいう。以下この章及び第 301 条第 2 項第 6 号において同じ。）となる者（以下この条及び第 318 条第 2 項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

一般社団・財団法人法第 91 条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

一般社団・財団法人法第 82 条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。